

# 令和7年度業務改善助成金の申請締切について

## (駆け込み申請はやめて！)

申請期間は岡山県最低賃金改定日(12月1日(月))の前日(11月30日(日))となっておりますが、実務上は郵送及び持参の場合は行政機関の開庁日(11月28日(金))必着です

【郵送の場合】 労働局に11月28日(金)までに必着となるよう余裕をもって申請するようお願いします。

※郵便事情により普通郵便の場合、ポスト投函のタイミングや地域により4日以上かかる場合があります。

【持参の場合】 労働局に11月28日(金)の開庁時間内までが最終受付となります。

【電子申請】 11月30日(日)まで申請可能です(不備のあるものは受理しません)。

※賃金引上日が11月29日(土)、11月30日(日)の場合、賃金引上対象者が休日であったりシフトに入っておらず賃金引上げ実績が確認できない場合は引上対象者に含めることができませんので、ご注意ください。

11月末頃の駆け込み申請は助成金の対象外となるリスクがあります。また、申請書類が不足するなど要件を満たさないものは受理しません。できるだけ余裕をもった申請、賃金引上日の設定をするようお願いします。